**第３５回茂原市産業まつり　出店者募集要項**

**１ 趣旨**

　市内で生産される農産物、商工業品の展示、即売等を通じて産業の振興状況を広く紹介するとともに、環境の美化と保全を推進することにより、来場者に対し茂原市の産業や環境に対する認識を深めることを目的とする。

**２ 開催期日及び場所**

　　　期　日　：　令和７年１１月１５日（土）

　　　時　間　：　午前１０時から午後３時（小雨決行）

　　　場　所　：　茂原ショッピングプラザアスモ駐車場

　　　　　　　　※開催の態度決定については、午前７時の気象状況により決定し、中止とする場合には、午前７時３０分に市公式ウェブサイトにて周知する。

**３　出店の資格・条件**

　　 (１) 茂原市産業まつりの趣旨に賛同し、市内に住所または事業所のある方。

　　 但し、暴力団員及び暴力団関係者と一切関係がないこと。

　　 (２) 申込者は、以下の条件をすべて満たしていること。

　　　　ア　法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

　　　　イ 法令等に違反して過去１年間処分を受けていないこと。

　　　　ウ 食品を取り扱う出店については、過去２年間食中毒発生の事故歴がないこと。

エ　本要項の内容に従えること。

**４　申込み等について**

(１) 申込み期間

令和７年８月１日(金)～８月２９日(金)　午前９時から午後５時まで

　　　　　※土日祝日は窓口で受付しておりません。

　　　　　※申込みが多数の場合は、申込み期限内であっても、募集を締め切る事があります。

(２) 申込み先

　　　　　茂原市役所　経済環境部農政課（６F）

(３) 申込み方法

　　 持参、郵送、メールにて「出店申込書及び同意書」及び添付書類を提出してくだ　さい。

【添付書類】

法令により許可を必要とする者の販売に関する各種許可書や必要書類などの写し（コピー）を添付し提出して下さい。

　　　　　　　　例）・飲食店用又は簡易営業用の「営業許可証」の写し

　　　　　　　　　・「食品衛生責任者養成講習会の修了書」もしくは「調理師免許」や「栄養士免許」等

　　　　※ＦＡＸ、電話、口頭での申込みは一切お断りいたします。

※出店希望者が会場の規模を超える場合は、出店内容を考慮し、実行委員会事務局にて決定いたします。

　　(４) 出店料

　　　　 無料

　 （５）取扱品目

　　　　ア　農産物（加工品含む）

　　　　イ　飲食物

　　　　　 ※但し、酒類の販売は禁止と致します。

　　　　ウ　商工業品の展示・即売

　　　　エ　キッチンカー

　　　　オ　その他、実行委員会が認めるもの

　 （６）申込み後のスケジュール

　　　　　 　申込書を受付後、書類内容を審査し、９月末頃までに出店の可否について代表者へご連絡致します。その後、出店者説明会を開催いたしますので、必ず出席して下さい。

　　　　　　　出店者説明会の開催日時や場所については、後日、通知または電話連絡にてお知らせいたします。

**５ 出店販売について**

（１）出店の備品・設備について

　　　　　【貸与】

●テント１張（220cm×220cm）●長テーブル１台（45cm×180㎝）

　　　　　【各自用意】

・椅子、発電機等の使用する備品

　　　　　　　・電気、ガス、水道、排水設備等はありませんので、各自で対応してください。

　　　　　　　※会場内の水場、トイレ等への食べ残り汁の廃棄、洗い物は厳禁です。

平成２６年の消防法の改正により、火気器具（ガスや発電機など）を使用する出店者に関しては、店舗の大きさ等にあった消火器等の設置が義務付けられていますので、各出店者で消火器を用意してください。

注）火気使用１店舗につき、消火器１本の準備が必要です。

　　　注）

　　　　　　　　　　※当日、消防署による現地確認があります。

（２）販売について

　　　販売する商品及び金銭に関するトラブルについては、実行委員会は一切責任を負いません。出店者各自の責任において、確実に管理・運営を行ってください。

　　ア　商品及び現金の管理は、出店者各自の責任にて管理してください。

　　イ　販売価格ならびに法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。

　　ウ　衛生面には細心の注意を払ってください。

　　エ　会場内において、保健所から指示があった場合には必ず従ってください。

　　オ　万一、食品等の飲食販売行為及び物販行為に関連して、事故や苦情が発生した場合、その賠償責任は原因出店者が負うものとします。

　　　 カ　感染症対策(アルコール消毒等)は各出店者で準備してください。

　　　 キ　賠償責任保険は各出店者において加入してください。

　（３）ゴミについて

　　　ア　出店者で販売した商品のゴミは、持ち帰り処理を厳守してください。

　　　イ　油及び残飯等の周辺排水溝への垂れ流しを禁止します。

　　　ウ　店舗周辺は、他の出店者へ迷惑にならないよう常に清潔に保ち管理すること。

**６　その他**

（１）禁止事項

　　　ア　出店場所以外へのはみ出し、指定された場所以外での看板や広告標識を設置すること。

　　　イ　他の出店者に迷惑となる行為や損害を及ぼすこと。

　　　ウ　呼び込み・売り込みに際しての拡張装置等を使用すること。

　　　エ　会場内で小型無人機(ドローン)を飛ばすこと。

　　　オ　出店申込書及び同意書に記載した商品以外の出店・販売を行うこと。

　　　カ　普段の業務に関係しないものを販売・展示すること。

（２）その他

　　　　 この要項に定めのない事項については、実行委員会の指示に従ってください。

**７　問い合わせ・申込み先**

　　茂原市産業まつり実行委員会事務局

　　（茂原市経済環境部農政課）

　　〒297-8511　千葉県茂原市道表1番地

　　電話：0475-20-1526

　　メール：nousei@city.mobara.chiba.jp